

別表第1（第3条関係）

大分類	備考
C 鉱業、採石業、砂利採取業	管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。
D 建設業	
E 製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	
G 情報通信業	
H 運輸業、郵便業	
I 卸売業、小売業	
J 金融業、保険業	
K 不動産業、物品賃貸業	
L 学術研究、専門・技術サービス業	
M 宿泊業、飲食サービス業	
N 生活関連サービス業、娯楽業	
O 教育、学習支援業	
P 医療、福祉	
Q 複合サービス事業	
R サービス業（他に分類されないもの）	

注 この表に掲げる対象業種の種類は、日本標準産業分類（第13回改訂）（平成25年総務省告示第405号）に掲げる分類に基づくものとする。